



住友重機械グループ グリーン調達ガイドライン

2007年 4月 1日制定

2015年 3月 1日改訂(第2版)

2018年 10月 1日改訂(第3版)

2022年 4月 1日改訂(第4版)

2023年 4月 1日改訂(第5版)

 住友重機械工業株式会社

資材室

総務本部 環境管理部

目 次

	ページ
はじめに	1
1. 住友重機械グループ環境方針	2
2. グリーン調達	3
2.1 グリーン調達の基本的な考え方	3
3. グリーン調達ガイドライン	3
3.1 目的	3
3.2 適用範囲	3
3.3 お願い事項	3
3.3.1 主なお願い事項	
3.4 情報提供について	4
4. 運用	4
《用語の説明》	5

はじめに

近年、世界では気候変動、資源の枯渇、経済格差の拡大、先進国における労働人口の減少など多くの社会課題が深刻化し、企業に求められる役割が改めて重要視されています。

このうち、気候変動への対応、資源の枯渇については、環境負荷低減に向けた活動が欠かせず、省エネルギー・省資源・再資源化、ならびに環境汚染予防のための環境影響物質の使用削減・排出抑制への取り組みをさらに進めていかなければなりません。とりわけ、脱炭素社会への移行に向けた取り組みとして、CO₂排出量の削減は重要で喫緊な問題です。

住友重機械グループでは、地球環境保全や循環型経済活動が企業の社会的責務であるという認識のもと、環境負荷低減、環境製品の軽量化・小型化・省エネ化に努め、高性能、高品質な社会の要請に合致した製品・サービスを提供してまいりました。

昨今では製品、生産活動における環境負荷低減のみならず、調達段階から廃棄処理までの製品ライフサイクル全体を含む全ての段階で環境負荷を低減することが社会的な要請となっています。この要請に応えていくためには、お取引先様と協力して環境負荷低減活動を推進していくことが必要です。

今後、住友重機械グループの調達は、環境に配慮した本「住友重機械グループグリーン調達ガイドライン」により推進してまいりますので、お取引先様の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

住友重機械工業株式会社
資材室長 伊東 岳史
環境管理部長 本藤 和臣

1. 住友重機械グループ環境方針


住友重機械グループ環境方針

基本的な考え方

住友重機械グループは、持続可能な社会の実現に向け、地球規模の環境保全及び気候変動問題への対応が重要課題の一つであると認識し、サステナビリティ基本方針に基づき、製品ライフサイクル全体を含む全ての事業活動における環境負荷低減に努めます。

環境方針

1. 地球環境の保全を図り、環境汚染の予防に努めます。
2. 脱炭素社会・循環型社会の実現に向け、CO2 排出量削減や廃棄物削減、資源の再利用・リサイクル、エネルギーの効率的利用等の環境負荷低減に取り組みます。
3. 事業活動に伴う自然・生態系への影響に配慮し、生物多様性の保全を図ります。
4. 環境管理体制を強化し、環境管理システムを継続的に運用・改善します。
5. 環境関連法令等の遵守にとどまらず、必要に応じて自主基準を定め運用、評価します。
6. 継続的な環境教育や啓発活動により、事業活動に関わる全ての者の環境意識の向上を図ります。
7. 本環境方針は全てのステークホルダーと共有し、周知・開示します。

 住友重機械工業株式会社

2021年12月1日

弊社は、法規制遵守を中心とした環境リスク管理から発展させて1997年9月に「住友重機械環境方針」を制定し、事業に伴う環境影響への配慮をはじめとする基本事項を明確にしました。1999年11月には住友重機械グループとして活動を推進するため「住友重機械グループ環境方針」を制定、2021年12月には新たに「製品ライフサイクル全体を含む全ての事業活動」や「気候変動問題への対応」を背景とした方針の改訂を行い、より積極的な環境活動の実施を表明しました。今後とも更なる環境管理活動の推進をしてまいります。

2. グリーン調達

2.1 グリーン調達の基本的な考え方

住友重機械グループは、グリーン調達の推進により環境負荷の少ない製品をお客様に納入し、環境保全に貢献し、持続発展可能な社会の構築に努めます。

そのために、我々グループは我々と同様に環境負荷の低減、地球環境保全に取り組んでいるお取引先様から、脱炭素社会・循環型社会の実現、省資源・リサイクルの推進、環境汚染予防の推進に役立つ物品・サービスを調達します。

3. グリーン調達ガイドライン

3.1 目的

本「住友重機械グループグリーン調達ガイドライン」(以下、本ガイドライン)により、調達の基本的な考え方、お取引先様へのお願い事項を明確にし、お取引先様とともに環境負荷の低減、地球環境保全を推進します。

3.2 適用範囲

住友重機械グループが調達する物品・サービスに適用します。

3.3 お願い事項

貴社事業拠点及び製品製造において、下記のおお願い事項に関する取り組み体制を整備し、環境負荷の低減、環境保全活動の推進へのご協力をお願いします。

3.3.1 主なお願い事項

(1) コンプライアンスの遵守

①法令

②行政・地域との協定等

(2) 環境マネジメントシステム(ISO14001、エコステージ、エコアクション 21 他)の認証取得、あるいは自社環境マネジメントシステムの構築

(マネジメントシステムを構築されていない場合は、構築に取り組んでいただくようお願いいたします。)

(3) 当社グループへお納めいただく製品の生産及び物流に係る CO2 排出量の削減

①省エネルギー、効率化

②グリーン物流の促進

(4) 3R+Renewable 及びサーキュラーエコノミーへの取り組み

(5) 水リスクの把握及びその対応

①水災害や渇水、水質汚染などの影響把握

②水資源の保全に関する活動

(6) 有害化学物質の使用及び排出を抑制、あるいは使用の禁止

- (7) グリーン調達推進
- (8) サプライチェーン排出量算定の検討
- (9) 上記取組みに関連する情報提供協力

3.4 情報提供について

必要に応じ、上記お願い事項に関してお取引先様の活動状況を確認させていただくことがあります。また、確認結果に基づき、追加確認で貴社へお伺いする場合があります。その場合には事前に連絡しますので、日程の調整等ご協力をお願いします。

4. 運用

- 1) 本ガイドラインに関するお問い合わせは **貴社との弊社契約部門が窓口となり対応します。**
- 2) 本改訂ガイドラインの運用開始は 2023 年 4 月 1 日です。

発行

住友重機械工業株式会社

- 1) 本社資材室 企画管理部
- 2) 本社総務本部 環境管理部

〒141-6025

東京都品川区大崎 2-1-1 (ThinkPark Tower)

ホームページアドレス: <http://www.shi.co.jp/>



Fun to Share
みんなでシェアして、低炭素社会へ。

《用語の説明》

1) 環境マネジメントシステム

環境マネジメントシステムは、EMS(Environmental Management System)とも言われ、「全体的なマネジメントシステムの一部で、環境方針を作成し、実施し、達成し、見直しかつ維持するための、組織の体制、計画活動、責任、慣行、手順、プロセス及び資源を含むもの」です。

2) ISO14001

国際標準化機構(ISO)によって定められた環境マネジメントシステムで、広く世界的に適用されています。第三者機関による審査を受けて ISO14001 認証を取得した組織や企業は、地球環境へ配慮した組織／企業活動を行っていることが国際的に認められることとなります。

3) エコステージ

環境マネジメントシステム規格のひとつです。ISO14001 をベースに、中小企業等を主な対象に、導入の負担を軽くし、また組織の環境経営を支援する観点を加味して、民間機関であるエコステージ協会により制定されました。第三者機関による認証を受けることで認証取得が得られます。

4) エコアクション 21

中小企業等においても容易に環境配慮の取り組みを進めることが出来るよう環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価及び環境報告をひとつにした環境省による環境配慮のツールです。認証・登録制度は、「エコアクション 21 ガイドライン 2017 年版(環境省)」に基づき、実施されます。

5) グリーン調達

グリーン調達ガイドライン(暫定版 2012 年 環境省)に基づき、本ガイドラインを制定しています。以下に抜粋を提示します。

「グリーン調達は、納入先企業が、サプライヤーから環境負荷の少ない製商品・サービスや環境配慮等に積極的に取り組んでいる企業から優先的に調達するものです。」

6) グリーン物流

エネルギーの使用の合理化等に関する法律(省エネ法(以下抜粋): 荷主が貨物輸送業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に資するよう努めるとともに、電気の需要の平準化に資するよう努めなければならない。)に基づき、製品の輸送時に使用するエネルギーを削減する活動です。

7) サプライチェーン

原材料調達から生産加工や在庫管理・流通や販売・各プロセスに携わる物流など、製品の開発から消費者の手元に届くまでの一連の流れを指します。

8)水リスク

干ばつや渇水による水の調達、洪水災害、工場排水による水質汚染など、水を要因とする企業活動へのリスクを指します。

9)3R+ Renewable

リデュース(Reduce): 廃棄物の発生抑制、リユース(Reuse): 再使用、リサイクル(Recycle): 再資源化に、リニューアブル(Renewable): 再生可能資源への転換を加えた取り組みを指します。

10)サーキュラーエコノミー

循環経済といい、従来の 3R の取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を目指すものです。

11) 有害化学物質等

有害物質等とは、法令等に規定された「有害物質」、「使用禁止物質」、「使用抑制物質」、「毒物・劇物」等とします。

有害化学物質等については、お取引先様が製品を納入される弊社担当窓口にてご確認頂きました内容を優先いたします。以下には参考として、対象となる有害化学物等を以下に示します。(具体的な物質は、添付「有害物質等一覧表」をご参照願います。)

大気汚染防止法： 2 条 3 項で規定された、「有害物質」及び、17 条 1 項で規定された「特定物質」

水質汚濁防止法： 2 条 2 項 1 号に規定された「有害物質」及び 2 条 4 項で規定された「指定物質」

土壌汚染対策法： 2 条 1 項に規定された「有害物質」

毒物及び劇物取締法： 2 条 1 項に規定された「毒物」、2 条 2 項に規定された「劇物」及び 2 条 3 項に規定された「特定毒物」

PRTR 法： 2 条 2 項に規定された「第一種指定化学物質」及び 2 条 3 項に規定された「第二種指定化学物質」

化学物質審査規制法： 2 条 2 項に指定された「第一種特定化学物質」及び 2 条 3 項に規定された「第二種特定化学物質」

労働安全衛生法： 24 条の 14 に規定された「危険有害化学物質等」、57 条の 2 に規定された「通知対象物質」

その他 REACH 規制、RoHS 指令で規定された物質等。

以上